

第 6687 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 25日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

Q : 消費税の課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期が見直されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

消費税では、課税事業者が仕入控除税額を個別対応方式で計算する場合、課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係る消費税は、原則として、課税売上割合により計算します。しかし、課税売上割合により計算した仕入控除税額がその事業者の事業の実態を反映していないなど、課税売上割合により仕入控除税額を計算するよりも、課税売上割合に準ずる割合によって計算の方が合理的である場合には、課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって仕入控除税額を計算することができるとされています。

これまで、この課税売上割合に準ずる割合の適用を受ける場合、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用されることとなっていました。令和3年4月1日以後に終了する課税期間からは、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から適用されることとなりました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】